

1. 人事について (1) 人事一般について

○堀井 勝議員 人事一般についてお尋ね致します。

「人事」について、広辞苑を開いてみますと、大別して、①人間に関する事柄、②個人の身分、能力に関する事柄、③人のなし得る事柄、人間わざ、そして4番目に人事異動と、このように示されています。

私が今回お尋ね致しますのは、本市の人事異動の基本的な考え方や、その基準及び最終決定権者について、また、本市には民主的な人事異動を保障するための自己申告制度があるようにお聞きしておりますが、その内容及び実際の異動にどの程度反映されているのか、またあわせて、本年4月の人事異動の特徴と現在支給されている地域手当の支給根拠と支給額について及び市長等の特別職の地域手当についてもお尋ねをいたします。

○長沢秀光総務部長 まず、(1) 人事一般についてのうち人事異動についてでございますが、本市におけます人事異動につきましては、組織活力の向上を図る観点とともに、地方分権時代にふさわしい個性豊かな意欲あふれる職員を育成するため、職員の持てる能力を十分把握した上で、その能力を最大限に引き出す、いわゆる適材適所の配置に努めるところであります。基準につきましては、勤続10年未満の若手職員にはおおむね3年サイクルで、勤続20年未満の中堅職員にはおおむね5年サイクルで異動される、いわゆるジョブローテーションを実施しているところであります。

なお、異動に伴う最終決定に当たりましては、各任命権者において決裁をとっているところでございます。

次に、自己申告制度につきましてお答えいたします。

本市における自己申告制度とは、職員それぞれの適性とこれまでの経歴、評価等を総合的に勘案し、モチベーションの向上、適材適所の人員配置に努めていく考えから、4月の定期人事異動に当たり職員みずからが所属長に対して自身の異動希望、理由、異動に際しての配慮事項等を申告し、これを所属長が取りまとめた上で人事担当課に報告を上げているものであります。さきの定期人事異動で申し上げますと、明確に異動希望の意思表示があった職員のうち異動した者は約50%となっております。

次に、本年4月の定期人事異動の特徴でございますが、重点プロジェクトに係る組織の再編や清掃工場等に工場長を配置するなど組織管理体制を強化するとともに、特定の行政分野に精通したエキスパートの育成にも配慮しながら、長期在課者の解消と若手職員を中心としたジョブローテーションに取り組んだところであります。

次に、地域手当につきましてお答えいたします。

本市の地域手当につきましては、地方自治法第204条及び枚方市職員給与条例第1

9条において支給規定を設けており、その月額を給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の10を乗じて得た額としているところであります。地域手当とは、地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映させるよう、物価等も踏まえつつ主に民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整を図るために支給されるもので、平成18年度に調整手当を廃止し、地域手当として整理されたものであります。

なお、総支給額といたしましては、平成21年度一般会計当初予算におきまして、一般職では10億7,428万2,000円、市長等の特別職では415万7,000円を計上しております。

○堀井 勝議員 人事一般についてであります。自己申告制度による人事異動をされた50%の職員と、それがかなわなかった50%の職員の間には何か問題は起こっておりませんか、お尋ねをいたします。

地域手当につきましては、地方自治法や本市の職員給与条例に定められたものとはいえ、私個人的には異論のあるところがございますが、ここで議論をする時間的余裕がございませんので、また別の機会にさせていただきたいと思っております。

そこで竹内市長にお尋ねいたしますが、市長等特別職にあつては、かつて平成12年1月1日から平成17年3月31日までの間、特別措置条例によって当時の調整手当を不支給にしてきたことがあります。竹内市長初め特別職に支給されている今日の地域手当、約400万円を不支給にされる考えはありますか、お尋ねをいたします。

○長沢秀光総務部長 2回目の御質問に順次お答えいたします。

まず、人事異動に係る自己申告制度についてお答えいたします。

職員自身の異動希望等をかなえることは、モチベーションの向上の観点から庁内活性化につながるものであると認識しておりますが、人事異動は組織における執行体制の確保と人事の刷新を第一義的な目的に、自己申告制度に基づく職員の希望に加え、これまでの経歴や勤務実績、評価等を総合的に勘案し実施しているところであり、その意義につきましては職員にも周知しているところであります。

次に、特別職の地域手当につきまして、経過について、まず私の方でお答えさせていただきます。

過去に実施しておりました特別職の調整手当の不支給措置につきましては、当時、本市が財政再建準用団体に転落するという危機を乗り越えるための方策の一つとして、平成17年3月まで実施してきたものでございます。

○竹内 脩市長 まず、特別職の地域手当の件であります。平成17年4月から給与月額及び地域手当の3%減額措置を行っており、今後とも市財政状況や経済社会状況などを注視し、適切に対処してまいります。

1. 人事について (2) 不祥事件と人事及び異動等について

○堀井 勝議員 (2) 不祥事件と人事及び異動について。

一昨年9月に竹内市長の御就任後、不祥事件の処分日で分けても7回の処分が行われていますが、処分内容別処分職員はそれぞれどの程度になっているのか、お尋ねをいたします。

また、去る平成20年11月26日に処分されました土木部の小規模修繕工事での「不適正処理」ということで、当時の土木部参事及び道路補修課長はそれぞれ10分の1減給3カ月の処分を受けました。また、直属の上司である土木部長は10分の1減給1カ月でありました。

また、平成21年度3月27日に処分されました「公文書不存在に係る処分」では、当時の秘書課長並びに課長代理とも過失といえども犯した罪は大変重いにもかかわらず、その処分はまるで綿帽子、風が吹いたら飛んで行く綿帽子、御存じですね、綿帽子ほど軽く、市長公室長に至っては何らその責任が及ばないなどというものであります。枚方市役所のこうした一連の処分と人事に一体どうなっているのか、お尋ねをいたします。

○長沢秀光総務部長 次に、不祥事件と人事及び異動等についてお答えいたします。

竹内市長就任以降の処分につきましては、事案の発生が就任以前のものや他任命権者の処分を含め懲戒処分として、停職が2人、減給が4人、戒告が2人となっております。また、地方公務員法上の懲戒処分には至らない市独自の措置処分といたしまして、訓告が9人、嚴重注意等が13人となっております。

懲戒処分につきましては、本人事由によるものと管理監督責任によるものとに大別され、その取り扱い、意味合いについては異にするところでございますが、職員の一定の義務違反に対する責任を問うことにより公務における規律と秩序維持を目的としているところであります。本市においても、懲戒処分の趣旨を踏まえるとともに処分の対象やその量定を決定するに際しては、国の懲戒処分の指針や過去の事例などを参考に適切に行っているところでございます。

○堀井 勝議員 次に、懲戒処分についてであります。本人事由による場合は自業自得、当然のことです。管理監督責任による場合の懲戒処分は、実に甘い処置だと言わざるを得ません。私流に言わせていただければ、公務員であるがゆえに一層厳しく処置されるのは当然のことです。にもかかわらず、去る4月に行われた2人の幹部職員の異動と昇進は最も理解に苦しいものでありまして、最高の人事権をお持ちの竹内市長にお尋ねいたします。

お一人の幹部の異動は、去る3月27日、過失といえども「公文書廃棄」をしたということで、大変甘い処置を受けた課長と課長代理の管理監督責任がある上司、いわゆる部長です、が何ら責任を問われないまま横滑りで異動されたことであります。もう一人

の幹部は、一昨年、「第2清掃工場建設に係る談合事件」なるものの以降、「法令順守」に全庁挙げて取り組んでいる最中にもかかわらず、「契約制度の不適正処理」をしたという事で、去る11月26日、御本人も管理監督責任で処分を受けた部長が半年もたたないうちに「専任理事に昇進された」人事であります。

私たち民間からすれば、当然処分を受けなければならない人が何のおとがめもなくそのまま横滑りをしたり、管理監督責任で処分を受けた人が、会社でいえば取締役から常務取締役や専務取締役に昇進するなどということは、私も70年生きてますけども、いまだかつて見たことも聞いたこともない出来事であります。どのような判断で人事をされているのか、また、このような人事をされていて庁内の士気が上がるとお考えなのか、また、若い職員に対する示しが見つからないというように思われないのか、以上3点について竹内市長にお尋ねをいたします。

○竹内 脩市長 次に、不祥事と人事異動についてでございますが、職員の人事異動につきましては、先ほど総務部長がお答えしましたとおり、組織活力の向上とともに職員の持てる能力を十分発揮した上で、その能力を最大限に引き出すことができるよう、また市が抱える課題の解消に向け、職員の受け止めいかににかかわらず、任命権者としてそのときにとれる最善の配置を行っております。

不祥事に関連した職員の人事に関しましては、単純な減点主義でなく、責任は責任として問うた上で、能力は能力として評価し組織の中で生かすことが本市の現状においては必要と考えます。

1. 人事について (3) 不祥事件に対する特別職の責任等について

◎堀井 勝議員 (3) 不祥事件に対する特別職の責任等についてですが、昨年後半から本年4月に至るまでに起こしてはならないさまざまな不祥事が発生しました。当然ですが、これにかかわった職員は大小さまざまな処分を受けています。しかし、不思議なことに民間会社であれば最も責任が問われるべき社長や副社長、専務といった特別職の方々が何ら責任をおとりにならないことに竹内市長はどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

◎竹内 脩市長 昨年度の不祥事的主要原因としましては、コンプライアンス意識の不十分さ、また上司と部下職員の意思疎通の欠如にあると考えております。これら不祥事が相次ぐことによって市民の皆さんの市行政への信頼を大きく損なったことにつきましては、遺憾に思っているところであります。

その後、信頼回復に向けた具体的な取り組みを進めるとともに、職員の意識改革についてもその徹底を図っているところであり、今後とも一層気を引き締め、特別職みずからが率先垂範して臨んでまいります。そのことが特別職の責任のとり方であると考えております。

◎堀井 勝議員 市長の御答弁は、率先垂範してやっていくことが最高幹部の、いわゆる特別職の取る責任だと、こういうふうに述べられたと思います。去る6月4日の部・課長連絡会議で竹内市長が話されましたすべての内容をフロムT O 1 1 1号で配信をされています。ここで竹内市長が御就任されました一昨年10月の所信表明で述べられました「根源的な思考と科学性の尊重」という竹内市長の哲学が述べられています。

少し朗読させていただきますが、前略、「皆さんには行政サービスの提供者として」中略、「市民にきちんと説明をしてほしいと思いますし、ひいてはそのことが信頼される市政につながるものと信じています」後略。まさしく竹内市長が申されているとおり、行政サービスの提供者として不祥事件と処分内容をきちんと説明責任を果たし、納税者、有権者、市民の皆様が御納得いただいてこそ初めて信頼される市政が確立されるものと思います。

お隣の交野市では、職員の相次ぐ不祥事が発生したことから、中田市長さんがその都度責任をとられて、報酬月額10分の1減額し、行政の最高の責任者としてその責任を明確にし、責任を果たしておられると聞いております。たび重なる減額によって月額99万円の市長報酬は70万円近くまでになったというようにお聞きしております。本市でも竹内市長が御就任されて以降、先ほど御答弁がありましたように大小さまざまな不祥事件が起きているにもかかわらず、どうして何の責任もおとりにならないんですか。どうして先ほどのような「率先垂範してやることだけが特別職の取る責任だ」と、こんなことを申されるんですか。今や時代は変わってると思いますよ。

この間から、あの17年半、千葉刑務所に収容されておられた足利市の菅家さんに、警察権力や地検がいまだかつておわびをしたことがない。明治以来、お役人はおわびしたこ

とないのです。しかし今回初めて、間違っただけを間違っただけということでちゃんとわびて
るじゃないですか。市長も、いつまでもお役人気質でおられなくて、政治家として間違っ
たことは間違っただけで自分がきっちり責任をとるべきだと思いますが、いかがですか。

◎竹内 脩市長 次に、不祥事の特別職の責任についてでございますが、全市を挙げて市
民の信頼回復に努めてきた中でたび重なる不祥事が生じたことについては、市民の皆様
に対し申しわけなく思っているところであります。

なお、特別職を含む本市の職員に当たりましては、先ほど総務部長から答弁させていた
だきましたとおり、国の懲戒処分の指針、また過去の事例などを参考に適切に行っており
ます。

1. 人事について (4) 無罪を勝ち取られた小堀前副市長の処遇等について

○堀井 勝議員 無罪を勝ち取られた小堀前副市長の処遇等についてお尋ねをいたします。

本市の都市基盤整備として欠くことのできないごみ焼却場建設工事に係る談合事件なるものにかかわったという時の権力によって何の罪もかかわりもない小堀副市長が突然逮捕され、拷問に近い取り調べを受ける中、無関係を訴え続けられたにもかかわらず起訴され、2年もの長きにわたり刑事裁判が行われてきましたが、去る5月12日、晴れて無罪を勝ち取られました。

私も、この場から改めて無罪を勝ち取られました小堀前副市長に、「おめでとうございます、これからも今までどおり寸分の狂いのない、ぶれのない人生を送ってください」というメッセージを送らせていただきます。そしてまた、無実を信じていた私は、先日御披露されましたあの手紙の主人公である小堀前副市長こそ今回の談合事件の最大の犠牲者であり、被害者だけに、御本人の御意向を最大限尊重した処遇をされることこそ竹内市長がとられる当然の責務だと思いますが、どのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○竹内 脩市長 小堀前副市長のこのたびの無罪確定につきましては、市の行政組織を預かる首長として正直、安堵した反面、思いもかけない逮捕勾留、そして2年にもわたる公判生活を余儀なされたこと、また市政の混乱を避けるため、苦渋の決断として志半ばで副市長の座を辞されたことなど、その無念さを推しはかりますと、どのような言葉にも変えられないものであります。

前副市長の処遇につきまして、枚方市職員として培ってこられたキャリアを生かし、御活躍していただくべきではないのかといった御意見もちょうだいしているところであり、今後、その処遇について思いをめぐらせたいと考えております。

○堀井 勝議員 無罪を勝ち取られた小堀前副市長の処遇について、市長からは、「いろいろな方から御意見をいただいております、今後もその処遇について思いをめぐらせている」という御答弁をいただきました。いろんな御意見がおありやと思います。問題は、やっぱり御本人の御意思があるかということが一番大事だと思いますし、そのことをお確かめになられて処遇されるように、これは要望とさせていただきます。

2. 市民と市長の地域対話集会の実施について

○堀井 勝議員 市長と市民の対話集会の実施についてお尋ねいたします。

今回実施されます市民と市長との対話集会の規模や市側の出席者、所要時間、また各校区の実施順序など、どのような予定をしておられるのか、また市民との対話を一層深めた方策や出された要望、意見などについて集約、処理、公表をどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○北村昌彦市長公室長 市長公室にいただきました市民と市長の地域対話集会の実施についてお答えいたします。

まず、対話集会の規模につきましては、ひざを交えて対話を深めることができるようにという趣旨で実施をいたしますので、30人から50人程度の参加者を想定しております。市側の出席者は、市長のほか総合調整担当理事、技術監理担当理事、市長公室長で、所要時間は1時間半から2時間程度を予定しております。また開催順序ですが、おむね小学校の開校が古い順となっている、いわゆる校番順を原則としながら、校区コミュニティ協議会と相談して決めていきたいと考えております。

テーマの設定など対話集会の進め方は、地域の意向を尊重することを第一にしながら柔軟に行ってまいります。対話集会の中でいただいた御意見等につきましては、整理・集約し、施策に反映させるべきものは反映していくことなど地域の課題に適切にこたえていくとともに、適時に公表できるよう努めてまいります。

3. 地球温暖化防止策の取り組み等について

◎堀井 勝議員 児童生徒の学力向上には、一律的な取り組みだけでなく、一人一人の児童生徒の学びを育むきめ細かな指導の充実が最も大切だと考えます。従って学力向上の取り組みは、教職員が児童生徒の特性をどうとらえ、生かしていくのか、また児童生徒の興味や関心、意欲をどう喚起するかであり、加えて、一人一人の児童生徒の学力を伸ばすためのどのような手だてが効果的かという教職員の専門性が問われていると思います。そこで教育委員会として、児童生徒一人一人の学力を伸ばすために教職員に対してどのような研修が行われているのか、お伺いいたします。

子どもは本来競争心が強く、負けず嫌いです。また、子どもは徹底的に挑戦しようとしています。そしてその結果、達成感や成就感を得て、また次のことにチャレンジして成長していくものだと思います。点数だけが学力でなくて、さまざまな体験や経験、学習を通して知、徳、体を総合的に兼ね備えた品格のある人間を育むことこそ最も大切だと思いますが、教育委員会としてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

◎村橋 彰教育委員会事務局学校教育部長 児童生徒の学力向上を図るためには、教員の資質や指導力の向上を図ることが重要であると認識しております。教育委員会としましては、人権・情報教育等の教育課題別研修、経験年数に応じたライフステージ研修など、教員の資質、指導力向上を目指した研修を実施しています。また、教育研修課に設置した研究部が研修した成果を踏まえ公開授業を通して授業改善研修を実施しており、その実践的な成果を各学校に反映させているところです。さらに、経験豊かな教育推進プランナーが定期的に学校訪問し、経験の浅い教員への個別指導をするとともに、各種研修、講座の講師を担い、教員の指導力向上を図っています。

教育委員会としましては、学力をつけさせるためには、知、徳、体のバランスのとれた生きる力の育成が大切であると考えております。そこで子どもたちみずからが持っている学びたいという向上心や意欲を高めるため、パソコンを活用した自学自習力支援システムを導入し、授業や朝学習、放課後学習で活用するとともに、それらを家庭学習へとつなげる学びの連続性を大切にした取り組みを行っています。また、枚方市「こころの再生」推進事業を8中学校区で実施し、小・中学校が連携を深め、教科指導や学習規律の確立を目指す9年間を見据えた教育を推進しています。

今後も、継続して教員一人一人の資質、授業力向上に努めていくとともに、保護者や地域の協力を得ながら、基本的な生活習慣や学習習慣を確立することにより学力向上や豊かな心の育成に取り組んでいきます。

◎堀井 勝議員 児童生徒一人一人の学力を伸ばすために、教職員の専門性を高める研修をいろいろ行っているということをお聞きしました。しかし、百聞は一見にしかずということわざがございますが、例えば校長先生、教頭先生が、学力向上で先進的な取り組みを

している他府県の学校視察に行つて、その研修で得られた成果を自分の学校に生かしていくというような研修制度をつくられてはいかかかと思つうわけですが、どうでしょう。

そしてまた、地域にはたくさんのおすぐれた人材がおられます。知、徳、体をバランスよく育むために学校、家庭、地域が一体となつて子どもたちの教育に携わつていくことが大切だと思ついます。そこで教育委員会として、地域力を学校にどう生かしていくかということについてお伺いをいたします。

◎南部一成教育長 研修制度につつきましては、大阪府や本市が実施する研修だけでなく、各校がそれぞれの課題解決に向け、教職員が他府県への視察などで得た成果を市全体で共有していく取り組みなどをさらに推進していきます。

また、地域の人材活用につつきましては、子どもたちの健やかな成長と学びを支えるためには学校、家庭、地域の連携は不可欠であることから、学校教育部で行つております学校支援社会人等活用事業の実施に加えまして、情報提供いただきました学びのリーダーバンクの活用などを進めてまいります。

4. 学びの人事バンクの活用等について

○堀井 勝議員 学びの人材バンクの活用についてお尋ねをします。

本市には、学びのリーダーバンクという制度があるわけですが、この制度化及びその内容について、また、どういう市民の方々が登録されているのか、どのような活動がされているのか、お尋ねいたします。また、制度化されてから今日に至るまで、それぞれのリーダーの方々はどの程度活用されているのか、その制度を利用する場合の費用はどの程度かかるのかについてもお尋ねをいたします。

○西口俊通地域振興部長 学びの人材バンクの活用等についてお答えします。

学びのリーダーバンクは、生涯学習の環境整備として取り組んだもので、市民が主体的に学習活動を展開できる仕組みとして平成17年7月にスタートしました。仕事や趣味で培ったさまざまな分野での豊富な知識、経験、すぐれた技術や才能を持つ方々に登録をしていただき、何かを学びたいと思っているグループなどに登録者を紹介するなどのコーディネートを行っております。

登録ジャンルは、芸術文化、スポーツ、教養語学、家庭生活、社会生活、趣味娯楽、コンピューターの7分野に分類しており、平成20年度末で113件、98人の方が登録されておられ、講習会開催に当たっての講師や音楽の演奏などをお願いしております。学びのリーダーバンク利用件数につきましては、年平均数件程度にとどまっており、十分活用されていないのが現状です。なお、制度を利用していただく場合のリーダーの謝礼につきましては、1回1万2,000円以下となっております。

○堀井 勝議員 学びの人材バンクの活用についてであります。登録者数が少ないことや活用件数が少ないことは、この制度が余り知られていないことと利用・活動するために相当な費用がかかるからではないかというように思います。

私は、ここで1つ提案をさせていただきますが、人生の先人である方たちの生き方を学ぶということで、小学生が修学旅行に広島へ参りますが、向こうに行かれたら向こうの語り部の方から戦争の悲惨さや原爆について学ばれると思いますが、その前段で予備知識として各校にこういった方を御案内をして勉強をして、また枚方の歴史や文化等についても子どもたち生徒が勉強する。大いにリーダーバンクを学校で活用されるということができないかどうか、この点についてお尋ねをいたします。

○西口俊通地域振興部長 学びの人材バンクの活用等についての2回目の御質問にお答えします。

より多くの方に登録いただくとともに、その豊富な知識や経験、すぐれた技術を役立てていただくために、今後は、広報などを通じて広く市民に制度を紹介してまいります。また、議員御提案の学校教育における制度の活用につきましては、学校支援社会人等指導者活用事業において活用できるよう各学校への情報提供を行っていく考えです。

5. スポーツ施設等の充足について

○堀井 勝議員 スポーツ施設等の充足について。

本市では、スポーツ振興ビジョンに基づき市民スポーツ施設の環境整備を進めておられますが、現在の施設状況でスポーツ施設は充足しているとお考えか、お尋ねをいたします。今後、高齢者に元気で生き生き過ごしていただくためにもスポーツを身近な場所で気軽に行う機会を保障することこそ大変重要だと思いますが、どのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○岸 弘克教育委員会事務局社会教育部長 スポーツ施設等の充足についてお答えいたします。

本市におけるスポーツ施設につきましては、同規模程度の都市と比較いたしまして十分ではないと認識しております。現在、新たなスポーツ施設といたしまして、東部地域の公共用地を活用して、幅広く市民が利用できるスポーツ公園施設の整備計画策定に向け検討を進めております。また、既存施設の有効活用や民間施設につきましても市民開放を働きかけるなど、引き続き市民のスポーツ活動の場の確保に努めてまいります。

○堀井 勝議員 これからの高齢社会では高齢者の外出支援が大変重要になってまいりますし、高齢者が元気で活動してもらうことこそ、ひいては介護予防にもつながると考えます。

そこで市内にある都市計画道路の用地を初め未利用地がありますが、こうした未利用地を活用してグラウンドゴルフなど、高齢者に人気がある手軽にできるスポーツ施設として開放してはどうかというように思います。また、グラウンドゴルフを行うにはクラブやホールの設置が必要です。高齢者にとったら、その備品を運搬するのが障害になっていると思いますので、そうした備品を設置し、貸し出し等により気軽にグラウンドゴルフができるような検討をしていただきたいと思います。いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○岸 弘克教育委員会事務局社会教育部長 スポーツ施設等の充足についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、高齢者が元気に活動されることは重要なことであると考えております。現在、高齢者の利用が多いゲートボール場につきましては、未利用地を活用した施設整備を行い、グラウンドゴルフにつきましては、小学校のグラウンドなど既存の施設を御利用いただいております。未利用地を活用した新たなスポーツ施設の整備等につきましては、市民ニーズ、用地の今後の利用予定、規模、設備及び周辺環境やコスト面等を十分検証し、関係機関と協議を行ってまいりたいと考えております。

6. 児童、生徒の学力向上策について

○堀井 勝議員 児童生徒の学力向上策について。

児童生徒の学力向上には、一律的な取り組みだけでなく、一人一人の児童生徒の学びを育むきめ細かな指導の充実が最も大切だと考えます。従って学力向上の取り組みは、教職員が児童生徒の特性をどうとらえ、生かしていくのか、また児童生徒の興味や関心、意欲をどう喚起するかであり、加えて、一人一人の児童生徒の学力を伸ばすためのどのような手だてが効果的かという教職員の専門性が問われていると思います。そこで教育委員会として、児童生徒一人一人の学力を伸ばすために教職員に対してどのような研修が行われているのか、お伺いいたします。

子どもは本来競争心が強く、負けず嫌いです。また、子どもは徹底的に挑戦しようとし、そしてその結果、達成感や成就感を得て、また次のことにチャレンジして成長していくものだと私は思います。点数だけが学力でなくて、さまざまな体験や経験、学習を通して知、徳、体を総合的に兼ね備えた品格のある人間を育むことこそ最も大切だと思いますが、教育委員会としてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○村橋 彰教育委員会事務局学校教育部長 児童生徒の学力向上策についての御質問にお答えいたします。

児童生徒の学力向上を図るためには、教員の資質や指導力の向上を図ることが重要であると認識しております。教育委員会としましては、人権・情報教育等の教育課題別研修、経験年数に応じたライフステージ研修など、教員の資質、指導力向上を目指した研修を実施しています。また、教育研修課に設置した研究部が研修した成果を踏まえ公開授業を通して授業改善研修を実施しており、その実践的な成果を各学校に反映させているところです。さらに、経験豊かな教育推進プランナーが定期的に学校訪問し、経験の浅い教員への個別指導をするとともに、各種研修、講座の講師を担い、教員の指導力向上を図っています。

教育委員会としましては、学力をつけさせるためには、知、徳、体のバランスのとれた生きる力の育成が大切であると考えております。そこで子どもたちみずから持っている学びたいという向上心や意欲を高めるため、パソコンを活用した自学自習力支援システムを導入し、授業や朝学習、放課後学習で活用するとともに、それらを家庭学習へとつなげる学びの連続性を大切にした取り組みを行っています。また、枚方市「こころの再生」推進事業を8中学校区で実施し、小・中学校が連携を深め、教科指導や学習規律の確立を目指す9年間を見据えた教育を推進しています。

今後も、継続して教員一人一人の資質、授業力向上に努めていくとともに、保護者や地域の協力を得ながら、基本的な生活習慣や学習習慣を確立することにより学力向上や豊かな心の育成に取り組んでいきます。

○堀井 勝議員 児童生徒一人一人の学力を伸ばすために、教職員の専門性を高めるための研修をいろいろ行っているということをお聞きしました。しかし、百聞は一見にしかずということわざがございますが、例えば校長先生、教頭先生が、学力向上で先進的な取り組みをしている他府県に学校の視察に行き、その研修で得られた成果を自分の学校に生かしていくというような研修制度をつくられてはいかがかというように思うわけですが、どうでしょう。

そしてまた、地域にはたくさんのすぐれた人材がおられます。知、徳、体をバランスよく育むために学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの教育に携わっていくことが大切だというように思います。そこで教育委員会として、地域力を学校にどう生かしていくかということについてお伺いをいたします。

○南部一成教育長 児童生徒の学力向上策についてお答えいたします。

研修制度につきましては、大阪府や本市が実施する研修だけでなく、各校がそれぞれの課題解決に向け、教職員が他府県への視察などで得た成果を市全体で共有していく取り組みなどをさらに推進していきます。

また、地域の人材活用につきましては、子どもたちの健やかな成長と学びを支えるためには学校、家庭、地域の連携は不可欠であることから、学校教育部で行っております学校支援社会人等活用事業の実施に加えまして、情報提供いただきました学びのリーダーバンクの活用などを進めてまいります。

7. 牧野駅前広場及び再開発事業の進捗状況について

- ◎堀井 勝議員 牧野駅前広場及び再開発事業の進捗状況についてお尋ねをいたします。
- 牧野駅前広場の整備については、平成 18 年 8 月に市街地再開発事業と一体的に駅前広場の整備を行うという都市計画決定がなされて以降、地元では、いよいよ本格的な駅前広場と再開発整備が進むことに大きな期待をされています。私も、この議会で牧野駅周辺整備については機会あるごとに質問をさせていただいております。地権者の方々も御自身の今後の生活がかかっておりますので、期待とともに常に御心配をされておられます。そこで改めてお尋ねいたしますが、昨年 12 月以降の進捗状況はどのようになっているのか、お尋ね致します。
- ◎脇田隆男都市整備部長 牧野駅前広場につきましては、これまで用地取得が難航していましたが、大筋において地権者の御協力を取りつけており、現在、土地の売買契約及び物件移転補償契約の詳細の詰めを行っているところでございます。また、市街地再開発事業につきましては、権利返還計画の縦覧を本年 5 月に終え、現在、認可取得に向け大阪府と協議を行っております。
- 今後も、都市再開発法に基づく制度の中ではございますが、権利者の方々の思いをできるだけ調整をさせていただき、ことしじゅうに権利返還計画の認可を取得し、駅前広場整備、再開発両事業の平成 23 年度同時完成を目指してまいります。
- ◎堀井 勝議員 牧野駅東地区の再開発事業については、権利返還計画の認可に向けて、権利者との調整を続けているとお聞きしました。それぞれ権利者の方々の思いがあり、まだ全員の理解が得られていないと思っておりますが、大いにこれからも努力をしていただきたい。一方既に、御理解いただいて、待機をさせていただいている権利者の方々に御迷惑がかからないように、予定どおり平成 23 年度には事業を完成させることができるか、今後の見通しについて再度お尋ねをいたしたいと思っております。
- あわせて、今、買収交渉されている物件の取り壊しはいつごろになるのかということもお尋ねをいたしたいと思っております。
- ◎脇田隆男都市整備部長 本再開発事業の今後の見通しでございますが、地元の同意状況といたしましては、権利者の皆様のうち 8 割強の方々の御同意をいただいております。既に建物を取り壊し転出された方々もおられます。しかし、いまだ御理解をいただけない権利者もおられますので、法的な措置も視野に入れながら、平成 23 年度の完成を目指してまいります。
- なお、現在残っております建物の取り壊し時期につきましては、権利返還計画の認可を取得いたしました後、権利者との具体の交渉を進めますとともに、橋梁工事等の施工計画を固めまして今年度から順次着手をしてまいります。
- ◎堀井 勝議員 牧野駅周辺整備では、権利者の方々の協力がなければなかなか進むこと

ができませんが、公益性の高い事業でありますし、長年の念願でもあることから、ぜひとも平成 23 年に事業を完成されますことを御要望させていただいて、私の質問を終わります。

追 記

40 年もの間、難航して参りました駅前広場内にある民家の土地・家屋の売買契約が去る 7 月 27 日やっと成立しました。